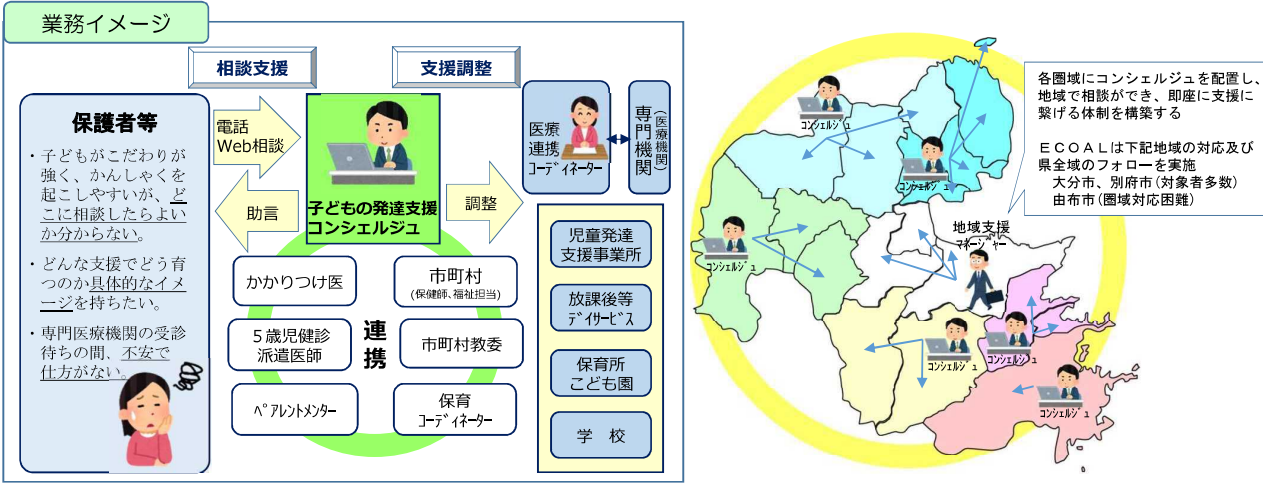




# 発達障がい児の地域支援体制の整備（子どもの発達支援コンシェルジュの配置）

目的		
発達障がいに関して、保護者等からの相談にワンストップで対応するとともに、一人ひとりの状況に応じた適切な支援を行うため、子どもの発達支援コンシェルジュを各圏域に配置し、地域における相談支援及び支援機関の受入調整を行う。		
内容		
子どもの発達支援コンシェルジュを配置し、当事者とその家族からの相談対応及び児の状況に応じた支援機関との受入調整を行う。 ●委託先：児童発達支援センター及び障害児相談支援事業所を設置する社会福祉法人（右記を想定） ●実施内容：①相談支援：保護者や保育所、地域のかかりつけ医等からの相談対応（電話・Web等） ②支援調整：地域の支援機関の受入・対応可否の情報収集 相談に応じた支援先の検討・調整 専門医療機関での訓練等が必要な児童に関する医療連携コーディネーターとの調整 （専門医療機関の受入調整は医療コーデが実施一別発に委託を想定） 医療の受診待ちの間の支援調整（保護者への助言、保育所等へ派遣事業の活用提案等） ●資格等：社会福祉士や相談支援専門員等の資格を有し、発達障がい児への支援について相当の経験（10年以上）と知識を有する者 ●人数：各圏域1人 → ECOALは大分市、別府市、由布市の対応及び中核拠点として全体フォローを実施		
地域	所属	センター
東部	みのり村	プリンちゃん
中部	聖母の騎士会	めぐみ
南部	県南福祉会	つぼみ
豊肥	萌葱の郷	なかよし
西部	すぎのこ村	びへと
北部	直心会	つくし園



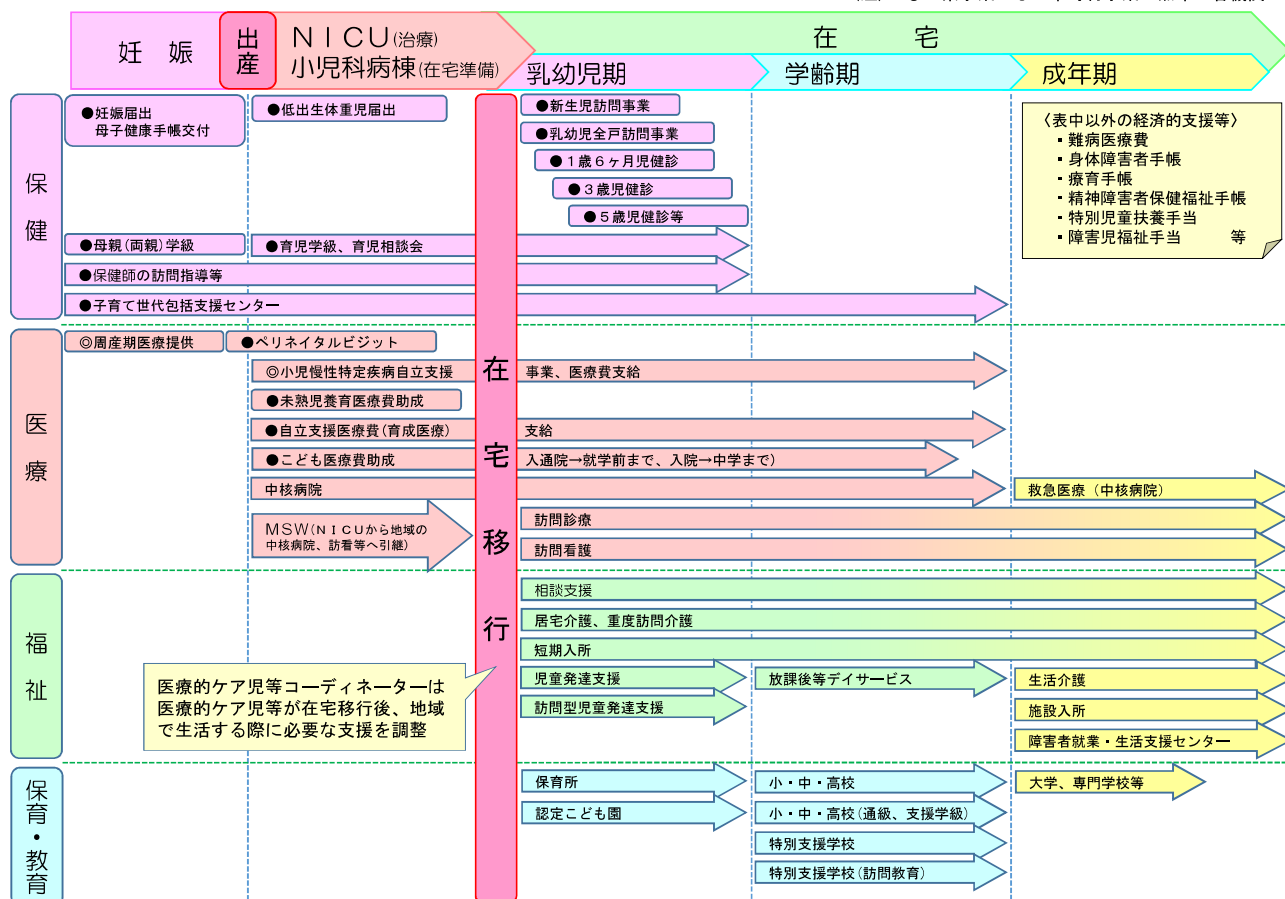
# 障がい児の早期発達支援の促進（児童発達支援事業等の保護者負担の軽減）

目的					
障がいのある児童が早期に支援を受け、運動機能や言語、社会性等の発達を図るため、3歳未満児の児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援の利用に伴う保護者の経済的負担を軽減する。					
内容					
障がいの早期支援を促すため、未就学児の児童発達支援等の利用に係る保護者負担を全額免除する市町村に対して助成する。 <b>【障がい児通所給付費】</b> ●実施主体：市町村 ●負担割合：県1/2、市町村1/2（中核市のみ県1/4、市3/4） ●対象施設：児童発達支援事業所 医療型児童発達支援事業所 居宅訪問型児童発達支援事業所 保育所等訪問支援事業所 ●対象者：国の制度の児童発達支援等の利用料の無償化の対象とならない0～3歳児の上記施設の利用児童 ※国の制度の対象となるのは3歳になって最初の4月1日からとされているのでその前日の3月31日までの児童を対象とする ●免除割合：制度上定められている利用者負担額的全額免除 ※児童福祉法第21条の5の3第2項により利用者負担額はサービス提供に要する費用の10/100に相当する額か下記の負担上限額のいずれか低い額と定められている (利用者負担)					
区分	世帯収入状況	負担上限月額			
生活保護世帯	生活保護	0円			
低所得世帯	市町村民税非課税	0円			
一般1	市町村民税所得割2.8万円未満	4,600円			
一般2	上記以外	37,200円			
※市町村民税所得割2.8万円未満の世帯収入は概ね890万円未満					
<b>【障がい児入所給付費】</b> ●実施主体：県 ●負担割合：県10/10 ●対象施設：福祉型障がい児入所施設 医療型障がい児入所施設（※指定発達支援医療機関を含む） ●対象者：障がい児通所給付費と同様 ●免除割合：障がい児通所給付費と同様 (利用者負担) 一般1以外は通所給付費の表と同様		<table border="1"> <tr> <td>一般1</td> <td>市町村民税所得割2.8万円未満</td> <td>9,300円</td> </tr> </table>	一般1	市町村民税所得割2.8万円未満	9,300円
一般1	市町村民税所得割2.8万円未満	9,300円			

# 障がい児の今後の支援の在り方について (医療的ケア児等)

## 医療的ケア児支援関連制度・施策の体系

(注) ◎：県事業 ●：市町村事業 無印：各機関



# 医療的ケア児等支援体制構築事業（障害福祉課）

## 現状・課題

○医療的ケア児の人数は124人（R2年7月末現在）

○受入が可能な事業所の状況

短期入所事業所 98施設中10施設 医ケア児28人が利用  
障害児通所支援事業所 248施設中22施設 医ケア児60人が利用

## ○保護者の声

- ・看護師常駐の安心して預けられる事業所が少ない
- ・休日や長期休暇時に受け入れてもらえる施設が少ない
- ・自分が病気になった時や緊急の用事ができた時に子どもが入所できる施設が近隣にない
- ・相談できる相手がいない



## 取組

医療的ケア児等と障害福祉サービスのマッチング強化及びニーズに応じたサービスの充実に向けて下記に取り組む

### 医療的ケア児等と障害福祉サービスのマッチング強化

○医療的ケア児等コーディネーターの養成（国庫1/2）

対象：相談支援専門員、各市町村保健師等

内容：医療、福祉、本人理解等の基礎知識、支援体制整備に関する座学及び計画作成や事例検討の演習等  
座学2日、演習2日（計画作成、事例検討）、フォローアップ研修1日



### 医療的ケア児等が利用可能なサービスの充実

○受入拡充に向けた医療機関等の掘り起こし

対象：医療機関等（受入可能な事業所の少ない圏域を中心）

内容：小児科医等に対する空床型短期入所事業の開設打診や既存の通所支援事業所に対する受入時の報酬等の説明

○受入拡充に向けた研修会の実施

対象：事業所開設を検討する医療機関及び新規受入を検討する事業所

内容：医療機関等に対して支援の基礎知識や支援事例などの研修を実施

○受入拡充に必要な設備整備等への助成

対象：新規開設や既存の事業所で医ケア児を受け入れる事業所

内容：受入拡充に必要な医療用ベッドやたんの吸引器等の備品購入等に対する補助  
上限1,000千円 補助率1/2



### 医療的ケア児等を支援するための連携体制の構築

○医療的ケア児等への支援のあり方の協議

医療的ケア児等への支援に携わる保健、医療、福祉、教育、行政等の関係機関の連絡調整、意見交換の場を設け、連携体制を構築（自立支援協議会子ども部会で協議）

# 小児在宅医療提供体制構築事業（医療政策課）

## 現状・課題

- 医療技術の進歩等を背景として、NICUに長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、医療的ケアが必要な障がい児（医療的ケア児）が増加。全国推計 20,000人（県内の医療的ケア児は124人（R2県調査））
- 高齢者のみではなく、小児や若年層の在宅患者に対する訪問診療、訪問看護、訪問薬剤管理指導等にも対応できるような体制を確保すること。（「在宅医療の体制構築に係る指針」H29.7.31 厚労省医政局地域医療計画課長通知）
- 小児在宅医療を担う医療機関、訪問看護ステーションは少なく、関係者の技能習得や、地域において実践的に活動できる人材の育成が必要。
- 基幹小児科病院と在宅医療関連機関等の平時、災害時の連携体制の構築、関連機関間の情報共有の場が必要。

## これまでの取組

【小児在宅医療推進システム構築事業（H27～H29）】

- ◆小児在宅医療実技講習会
- ◆医療資源・ニーズ調査
- ◆小児在宅医療連絡会

補助事業実施主体：大分大学医学部

【小児在宅医療連携体制整備事業（H30～H31）】

補助事業実施主体：中津市民病院

## 国の動き

「地方公共団体に対し、医療的ケア児が必要な支援を円滑に受けることができるよう、保健、医療、福祉等の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制整備に関する努力義務を規定」（児童福祉法第56条の6第2項 H28.6.3公布）

## 令和2年度

【小児在宅医療提供体制構築事業】 委託先：大分県医師会

- ◆施設連絡会の設置 ◆小児在宅医療多職種研修会 ◆小児在宅医向け講習会
- ◆小児在宅医療実地研修 ◆保育・教育機関巡回

## 令和3年度の取組

- ①「おおいた医療的ケア児等支援関連施設連絡会」の設置（年2回）  
（内容）医療的ケア児受け入れ状況等の報告、困難事例の検討  
（構成員）基幹小児科病院、重症心身障害児者施設、在宅診療施設、在宅医療支援機関（訪問薬局、訪問歯科含む）  
保育所・児童発達支援等福祉施設、幼稚園等教育機関、当事者代表、行政
- ②-Ⅰ 小児在宅医療多職種研修会（年1回）  
（内容）小児在宅医療に関する講演・実技連携に関する研修会（対象）小児在宅医療に携わる全職種
- Ⅱ 小児在宅医向け講習会（年1回）  
（内容）小児在宅医療に関する講義、実技講習（対象）小児科医師、成人在宅医師
- Ⅲ 小児在宅医療実地研修（年3回）  
（内容）小児在宅医療に関する医療機関、施設での個別実地研修（対象）医師、看護師、療法士
- ③保育・教育機関巡回（年10回）  
（内容）希望する保育・教育機関に医療的ケア児の主治医等が訪問し、保育士・教員に対して、病態生理の理解や対応力向上に向けて助言を行う。併せて、園医・学校医とも連携・必要時の情報を共有。
- ④災害時のネットワーク整備  
（内容）災害時において、人工呼吸器等の電源が必要な在宅小児の安否確認、電源確保のための体制を構築する。



# 在宅人工呼吸器使用者への非常用電源整備について

## 〈補助事業名〉

在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業

## 〈目的〉

この事業は、訪問診療が必要な人工呼吸器使用患者が使用する人工呼吸器が長期停電時においても稼働できるように、停電時に備えて患者に貸し出せる簡易自家発電装置等を整備し、災害時においても患者の生命を維持できる体制の整備を図る。

## 〈補助対象者〉

医療法第7条の規定に基づき許可を受けた病院、診療所  
又は同法第8条に規定に基づき届出をした診療所

## 〈事業内容〉

訪問診療が必要な人工呼吸器使用患者を診療している医療機関において、停電時に備えて患者に貸し出せる簡易自家発電装置等を補助する。

※簡易自家発電装置等は、災害等による電力不足に備えて、訪問診療が必要な人工呼吸器使用患者を診療している医療機関が患者の療養の確保に必要な設備を無償で貸し出すために整備するものとする。

※簡易自家発電装置等とは、ガソリン・ガス等で駆動される自家発電装置、人工呼吸器の予備バッテリーをいう。

※実施主体においては、保守・点検等を十分に実施すること。なお、当該事業は、補助した簡易自家発電装置等にかかる保守・点検等のランニングコストは含まれない。

## 〈基準額〉

1台あたり212,000円

## 〈対象経費〉

停電時に貸し出せる簡易自家発電装置等の購入費

## 〈補助率〉

2分の1以内（補助限度額106,000円）

## 〈問い合わせ先〉

大分県福祉保健部医療政策課 医療計画班 097-506-2652